



Title	「時限付き」核軍縮提案と包括的核実験禁止条約の前文
Author(s)	竹内, 俊隆
Citation	大阪外国語大学アジア太平洋論叢. 1998, 8, p. 83-109
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/99911
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

「時限付き」核軍縮提案と 包括的核実験禁止条約の前文

竹内俊隆*

1 はじめに

包括的核実験禁止条約（以下CTBT）は、国連総会の場において、1996年9月10日、賛成158票、反対3票（インド、ブータン及びリビア）の圧倒的多数で採択された。総会における票差を見る限り、CTBTはすんなりと安産で生まれたとの印象をもたれるかもしれない。ところが、実際は、1994年から1996年の足掛け約3年にわたる交渉の結果ようやく生まれた条約である。

難産になった大きな理由の一つが、インドの軍縮会議（以下CD）における交渉態度にあった。CTBTの交渉は、スイス・ジュネーブにあるCDで行われたが、CDの意思決定は全てコンセンサス（全会一致）の原則があるため、たった一ヵ国でも反対するとまとまらない。つまり、インド一ヵ国でも反対するとなにもできなくなる仕組みになっている。

インドは、最終的にCTBTのCDにおける成立を、当該条約の発効要件を理由に阻止するのだが、インドが提起した論点の中に、「時限付き」核軍縮提案がある。つまり、核軍縮（核廃絶）の時間割を設定し、期限を切って核廃絶をせよとの考え方である。インドは、この考えをCTBTの前文に盛り込めと主張した。

本稿は、この「時限付き」核軍縮という概念を、CTBTの前文に盛り込むのが適當かどうかという側面に絞って論ずる。その際、「時限付き」核軍縮の概念そのものにも言及するが、主目的はあくまでもCTBTの文脈内での是非である。

本論に入る前に、条約における前文の位置付けを明確にしておきたい⁽¹⁾。前文は、当該条約の文脈を形成するもので、その条約に込められた期待や希望を表現

*大阪外国語大学 国際文化学科 国際関係講座

する。つまり、当該条約の締約国の行動に対する、法的拘束力を持たない政治的な宣言としての側面を持つ。その意味で、曖昧な表現が許される部分でもある。また、条約本文としては合意を得られない考え方などを、その主張をした国との妥協を促すために、前文で言及する方法を見る場合がある。この場合は、交渉の妥結を図るために、前文を政治的に活用するということになる。

2 「時限付き」核軍縮提案の概要

インドが、「時限付き」核軍縮提案をしたのは1996年1月29日のことで、CD第一会期の冒頭に当たる(第一会期は、1月22日に始まった)。インドは前文に関して新提案を行っただけではなく(CD/NTB/WP.295)、当該の前文提案を補強するために再検討に関しても新提案を行い(CD/NTB/WP.296)、さらには発効要件に関しても提案を行った。この提案は、すべて、1995年のCD第三会期末に出た当該条約のローリング・テキスト(Rolling Text. CD/1364)に基づき、文言の修正または付加を行ったものである。

前文に関する新提案の骨子としては、核実験の禁止を核軍縮過程の枠組みで捕らえ(パラ2ビス)、全面的な核廃絶を「時限付き」枠組み内で行い(パラ3)、全面的な核廃絶を目指した「時限付き」枠内で全ての国が「さらなる措置」をとるとコミットメントし(パラ4)、核軍縮の「時限付き」過程を強調し(パラ8)、核兵器システムの質的向上と開発の終結が当該条約の基本目的である(パラ13ビス)などとした点があげられる。このうち、パラ2ビスとパラ13ビスは、既存のローリング・テキストにそれに類する文言がなかったという意味で追加提案であり、それ以外のものは既存のローリング・テキストの文言に基づき修正または文言の追加を求めたものである⁽²⁾。

再検討に関する新提案の骨子は、当該条約の前文にある目的、目標及び規定を担保するために、条約の運営状況を再検討するであった(パラ1)⁽³⁾。これは、明らかに、もし前文にインドの提案が盛り込まれたにしても、法的拘束力がないなどの理由で実際には単なる作文または飾り文句になってしまう可能性を危惧したものである⁽⁴⁾。「時限付き」核軍縮の進捗具合が、間違いなく再検討会議の検討議題になるようにするための提案といえる。

インドがこうした提案をした目的は、インドの主張によると、特定の時限を規定しようとするのではなく、妥当な期間中に核廃絶をめざす多国間交渉の触媒となれるようなコミットメントを求めるにあつた⁽⁵⁾。この宣言上の目的は、何の文脈もない一般的な声明としては、きわめて穏当なものと判断してよいように思われる。問題は、前述したように、その文脈さらにはどんな場、時期に行われたかである。

3 CTBTの交渉マンデート (mandate)

CTBTの文脈内でインドの「時限付き」核軍縮提案を評価する際、CTBTの交渉マンデートを最初に見ておく必要がある。CDで交渉を行うには、第一に議題(agenda)で合意が成立し、さらにその議題の下で交渉マンデートに合意する必要があるからだ。CTBTの交渉に当たっては、議題は問題なく採択されてきた⁽⁶⁾。

交渉マンデートの合意は容易でなかったが、わが国の田中義典軍縮代表部大使(当時)が核実験禁止(NTB)特別委員会議長の立場から中心となってまとめたものである。前述したように、この交渉マンデートがなければ交渉は開始できないのであるから、CTBTの交渉開始にわが国が大きな貢献したことになる。このマンデートが、1994年から1996年まで繰り返し採択された⁽⁷⁾。

このマンデートの関連部分を、少々長いが引用してみたい。

“The Conference directs the Ad Hoc Committee to negotiate intensively a universal and multilaterally and effectively verifiable comprehensive nuclear test ban treaty, which would contribute effectively to the prevention of the proliferation of nuclear weapons in all its aspects, to the process of nuclear disarmament and therefore to the enhancement of international peace and security.”

ここからわかるように、このマンデート自体が妥協の産物であり、各国の異なる意見を包含できるように包括的な内容になっている。しかし、その主眼がnuclear test ban treatyの締結であるのは、論を待たない。つまり、核実験禁止が主目的であり、その波及(二次的)効果として核拡散の防止、核軍縮過程への貢献及び国際の平和と安全の向上をねらったものと解釈できる。この解釈は、

which would contribute effectivelyとwould を使っていることなどから来ている⁽⁸⁾。

この点に留意すると、インドの前文に関する提案のうち、パラ13ビスは質的向上などの終結をこの条約の主目的 (the principal objective: the が付いている) としている点で、マンデートの範囲を明らかに逸脱し不適切と判断されても仕方がないであろう。

その他の前文に関する提案は、核実験禁止や核軍縮に対して、インドが期待する特定の枠組みをかぶせる形になっている。別の表現をすると、その特定の枠組み内で、核実験禁止や核軍縮を行うとの制限を加えていることになる。

例えば、繰り返しを恐れずに言うと、パラ2ビスは、効果的な核軍縮過程の枠組み内での核実験禁止と表現し、パラ3は、「時限付き」という枠組み内での核兵器の全廃を通して述べ、パラ4は、合意した時限の枠組み内で核兵器の全廃を目指した「さらなる措置」を取ると全国家がコミットメントするよう求めてい る。

インドの主張の要諦は、このコミットメントを求めることがあるとのことなので、コミットメント (commitment) の意味を正確に知るために辞書で調べてみると⁽⁹⁾、以下のようにになっていた（本稿に関連すると思われる部分のみを取り出した）。

- an agreement or pledge to do something in the future
- something pledged
- the state of being obligated or emotionally impelled.

これを、前文が政治的宣言部分であることにも留意しながら、本稿に即して解釈すると、将来核軍縮に向かって「さらなる措置」をとるとの政治的約束、制約または義務的状況とでも言えるのではないだろうか。政治的約束は、例えば政権が変われば方針が異なってもなんらおかしくないと議論できる。しかし、当該国が批准した条約の中に盛り込まれている場合（前文といえども）は、その条約から脱退しない限り一般的に拘束されると解釈するのが自然であろう。

とすると、コミットメントの中身（「さらなる措置」）はきわめて曖昧であるが、コミットメント自体に対しては法的拘束力に近いものがある（政治的には当然拘

束される）と解釈して良いのではないだろうか。インドは、再検討会議の議題とするとか、当該条約の主目的であるとかの主張をして、実質的に条約本体の条項と変わらないような拘束力を持たせようと試みたのである。前文では期待や認識が述べられているだけのため、インドが指摘していたように⁽¹⁰⁾、条約の運用面では拘束をされていないに等しいのが通例だからである。

それにしても、全面的な核廃絶を目指した「さらなる措置」へのコミットメントとしては、不確実性を残すコミットメントになってしまわないだろうか。インド自身が、交渉開始への単なる「触媒」であれば良いと思っていたようなので⁽¹¹⁾、インドにとっては曖昧なものでも良いかもしれない。しかし、核廃絶をめざす場合は（特に目標が現実のものになりそうな段階になると）、100%の信憑性が理論的には要求されるので、この程度のコミットメントでは不安が募り、核廃絶と言う目標が達成できない可能性が高くなってしまうであろう（この点については、後に出てくる戦略安定性の議論及び注（33）を参照されたい。）。

いずれにせよ、こうしたインド提案は、マンデートが特定の政治的または過程的な文脈なしで核実験禁止を目指していると解釈できるので、必ずしもマンデートに沿った提案とは言えないのではないだろうか。つまり、マンデートは核実験の禁止という結果のみを求めており、その結果またはその結果に至る過程をどのような文脈で解釈するかについては触れていない。より正確に言うと避けているからである。

この点は、CTBTの政治的位置付けに関するきわめて機微かつ重要な問題であるが、それを明確にしようとすると交渉そのものが暗礁に乗り上げると言っても過言ではない。当該のマンデートは、この点の明確化を避けたからこそ、合意に達したのである。インドもこの点はわかった上で賛成しているはずである。

その証拠に、インド自身が、1995年春の核不拡散条約（NPT）再検討・延長会議後に（インドはNPTの締約国でないのみならず、パキスタンと異なりオブザーバーの派遣すら拒否してきた）CDに核軍縮（特別）委員会を設置し、核兵器の完全廃絶を目指して段階的で「時限付き」の枠組みの下に交渉するよう呼びかけている⁽¹²⁾。さらには、G-21の一員として、1996年3月にも同趣旨の提案を行っている⁽¹³⁾。これは、インドも「時限付き」核軍縮提案の論議自体は、NTBの交渉

マンデートと合致せず、異なる委員会（核軍縮）で扱う問題であると認識していることを示すものであろう。

以上から、インドの提案は、マンデートに関する（暗黙かも知れないが）了解に適っていないと言えるのではないだろうか。マンデートは、CTBTの政治的位置付けに関しては、各締約国が自由に解釈してくださいと言っているに等しい。それなのに、自国の解釈を他の国にも認めさせようとする態度は、論理の一貫性からすると、後に「国家主権」の侵害を理由にCTBTのNTB特別委員会からCD本体への送付を阻止した国が取るべき態度ではないと思える⁽¹⁴⁾。

4 提案の時宜と他国の反応

この「時限付き」提案は、前記したように、1996年CD第一会期の冒頭に提出された。この提出時期は、CTBT交渉の経緯からするとそれなりの意味を持っている。CTBT交渉は、1994年の冒頭から本格的に始まった。この年は、交渉が始まったばかりの年でもあり、各国がその立場や態度（national position）を明確に打ち出すことに主眼をおいた年と言えよう。議論の主な対象は、スコープ（基本義務）、CTBT機構の構成、検証手段などであり、中国の消極的安全保障や核兵器の先制不使用の主張なども議論の対象となった。

1995年は、前年に表明された各国の立場を整理して、争点を明確化する作業が行われた年と言えるであろう。スコープでは豪州提案⁽¹⁵⁾にかなりの支持があることが明らかになり、検証手段に関する技術的議論も進んだ。この年ではほぼすべての主要争点が出尽くし、1996年から本当の意味での交渉（妥協や譲歩を強いられるという意味で）を始める準備が整った年であると言えよう。

こうした交渉の経緯を頭に置くと、なぜ1996年の第一会期冒頭に、当然爆弾を落とすが如く、NTB特別委員会に全く新たな提案を行ったのか、時宜の面からも疑問が沸く。この提案の考え方そのものは、古くは、第一回国連軍縮特別総会（1978年5月から7月）で合意に達した「最終文書」のパラ50で述べられているし、最近では1995年10月に開催された非同盟諸国のカルタヘナ（コロンビア）・サミットで採択された「最終文書」のパラ84などで言及されている。

また、1995年12月12日に国連総会で採択された核軍縮決議案（50／70P）にも

同じような考えが盛り込まれている。この決議案は、核兵器の段階的削減プログラムと「時限付き」枠組み内で究極的な核廃絶を求め、そのためにCD内に核軍縮特別委員会の設置を求めている⁽¹⁶⁾。前述したように、インド自身も同年及び翌年の春に、同様な提案をしている。ここで重要な点は、こうした提案では核軍縮に対するコミットメントとCTBTを具体的にリンクしていない点である。インド自身も、1996年冒頭における「時限付き」提案以前は、この具体的なリンクを示唆したこと一度もない⁽¹⁷⁾。

インドは、この考え方の変化の主因をNPT無期限延長にもとめた。すなわち、無期限延長は核兵器国と非核兵器国の差別を恒久化するので、時限付きの核廃絶をめざす法的拘束力のあるコミットメントが必要になる。また、その目的を達成し、CTBTを真に意味のある条約にするために、前記のコミットメントをCTBTで求める、であった⁽¹⁸⁾。

NPTの無期限延長決定とCTBTにおける「時限付き」提案の間には、約半年以上のタイム・ラグがある。もし、無期限延長がそれほど重要な決定的要素であつたならば、このタイム・ラグは長すぎるであろう。したがって、その間は、インド政府のCTBTに対する、とくに「時限付き」リンク提案に関しては、未決定、未確定であったという観測がおそらく正しいのではないかと思える。国民世論が、圧倒的に核オプション政策維持を支持し、そうしたリンクないしはCTBTに条件を付けることを支持するようになったことが、大きな要因になったのではないかと推測される⁽¹⁹⁾。

このように、「時限付き」または段階的な核兵器の全面廃絶の考え方自体は、何も突然生まれたものではなく、それ以前からあったものである。本稿で疑問を呈しているのは、別の次元の争点（核実験禁止ではなく核軍縮）と見なされていた問題をCTBT交渉の場に持ちだしたこと、つまり核軍縮へのコミットメントを突然CTBTとリンクさせたことと、その提出の時宜である。

「時限付き」であろうとなかろうと、核軍縮問題は人類が抱えた大問題であることは間違いない。究極的な核廃絶に賛成しても、そこまでの道筋に関しては各國が現在真剣に検討しているとは思われない。したがって、インドは単なる触媒とするためのコミットメントを求めたと主張しているが、インド提案に付随して、

必然的に広い意味での核軍縮問題そのものに立ち入らざるを得なくなるであろう。

そう考えると、この提案をNTB特別委員会で真剣に討議していたとしたら、1996年のCD会期中にCTBTの合意に達することは、困難であったろう。もし目標期限までに合意に達しないとしたら、CTBT自体が雲散霧消してしまう危険性があると思われていた。この交渉期限の目標が設定されたのは、それなりの理由があったためである。

とくに、アメリカが1996年9月までの核実験モラトリアムを決めたことが大きい⁽²⁰⁾。また、国連総会が第51回総会（1996年秋）前にCTBTの妥結に達するよう要請している⁽²¹⁾。1996年には、インドの議会選挙、ロシアの大統領選さらにはアメリカの大統領選などが予定されており、それぞれその結果がCTBT交渉に悪影響を及ぼす可能性が危惧されていた。

しかし、なんと言っても最大の関心事はアメリカの大統領選であり、もしクリントン大統領が再選されなければ、CTBTに開かれた「window of opportunity」が閉じてしまうと懸念されていた。そのため、同大統領選の前に交渉の決着をつけてしまわなければいけない、との判断が一般的であったと言って良いだろう。この意味で、結局は杞憂に終わったが、交渉の妥結の多少の遅れが致命傷になる可能性が否定できなかった。インド提案の時宜に疑問を持つのは、この観点からでもある。邪推すると、致命傷になるのを狙ったと勘ぐるのも可能である⁽²²⁾。

ゴーシュ・インド軍縮大使自身が、1996年2月に「もしここで条約ができなければ、我々は永遠に機会を失ってしまう」と述べたそうである⁽²³⁾。ということは、条約の「window of opportunity」に関しては、インドも他諸国と同じ感触を持っていたことになる。見解が相違するのは、インドの提案自身がその時宜を逸する一因になると思うかどうかの認識であろう。

インド提案に対する大方の反応は、インドも少なくともある程度は予測できたはずである。とくに、アメリカやイギリスなどの核兵器国が論外との反応を示すことは、よくわかっていたはずである。つまり、はじめから議論のまな板にのぼる可能性のきわめて少ない、拒否反応を示されることがわかっているはずの提案をしたことになる。事実、この両国は問題外との反応を示した。まして、米ロの両核大国には、ジュネーブ（CD）での多国間交渉を避けて、戦略兵器削減条約

(START) 交渉のように、二国間で核兵器の削減を追求する手段もある。

インドの考え方には共鳴する非同盟諸国が多くも、CTBT交渉の場にこの論争を持ち込むのは不適切と判断しているようであった⁽²⁴⁾。ただし、非同盟諸国の多くは、インドの取り込みを意識して（また「拒否権」発動を危惧して）、妥協案になりうると考えた提案を行っている。例えば、ブラジルの提案やG21のうち18カ国が提案した「行動計画」案である⁽²⁵⁾。

しかし、インドはこうした「仲間」の非同盟諸国と共同歩調を取ろうとしなかつた。言って見れば仲間の「助け船」を断ったことになり、インドの本当の目的は前文に「時限付き」核軍縮概念を盛り込むことではなく、別のところ、例えば、核オプション維持政策でまとまっているインド国内の世論に向けたものではないかという疑念を助長させることになった⁽²⁶⁾。

CTBTの主な対象は、核兵器国（P5）と敷居国（インド、パキスタンおよびイスラエル）であり、こうした諸国の手を縛ることに意義がある。とくに、P5が今までのように自由に（地下）核実験をできないようにする点に大きな意義がある。このP5（または少なくとも西側核兵器国）が賛成できないどころか、CTBT交渉から降りてしまえば、蛇蜂取らずになってしまふ。こうした事態は、当然避けなければならない。

インドが主張するように、例えば、NPTは世界の国家を核兵器国と非核兵器国に分け、核兵器国を特別待遇していることは確かである。CTBTは、核兵器国の「特権」を絞ることで、その「差別性」を減少させる効果を持つ。だからこそ、全面的な核軍縮に直接的にはつながらなくとも、「差別性」を糾弾する大多数の国がCTBTを支持したのである。

このような文脈で考えると、交渉とは必ず妥協や譲歩を伴うものであり（多国間交渉の場合はなおさらであろう）、他国の支持を得られない主張にこだわるのはあまり適切な交渉態度とは言えない⁽²⁷⁾。とくに、上述したG21の努力を無にする態度はいただけないと言っても過言ではないだろう。

5 「時限付き」核軍縮提案と検証・査察制度

もし仮にインドの「時限付き」核軍縮提案が無修正で認められ、前文に盛り込

まれたとしよう。その場合の大きな問題は、核廃絶を目指した「さらなる措置」が約束通りきちんと実行されているかどうか、明々白々にわかる必要がある点である。このいわゆる透明性を確保するためには、厳格な検証・査察制度を確立する必要がある。

核兵器の小型化・軽量化の進展により、その隠匿がますます容易に、つまり検証がますます困難になってきている現在、この点はきわめて重要である。残存核兵器数が少なくなるにつれて、この検証・査察制度の重要性は幾何級数的に増加する。わずかの小型核兵器でも隠蔽されていれば、戦略的安定性⁽²⁾が損なわれる可能性が増すからだ。核廃絶の場合は、CTBTの検証・査察制度を遥かに上回るきわめて厳格な制度にせざるをえないであろう⁽²⁾。

CTBTなどの軍備管理・軍縮条約では、一般的に、発見・摘発の可能性を高めて違反行為を（意思があっても実行を）困難にする抑止効果が生じれば、検証・査察の基本的な目的は達せられたとする想定がある。しかし、核が完全廃絶されたはずの世界では、違反行為をして核兵器を保持・隠匿することによる潜在的利得⁽³⁾がきわめて大きい（違反国またはグループによる核兵器の独占状態がしばらくは続く可能性が高いため）と考えられるので⁽³⁾、違反行為をする誘因が大きい。この潜在的利得がきわめて大きいとの（当該国）判断は、違反行為が見つかることに伴う（当該国が想定する）負の結果と比較する上で、重要な判断材料となる。

違反国が核兵器を独占することにより得られる潜在的および顯在的利得とは、別の表現をすると、その独占によって条約遵守国が受ける可能性がある脅威や不利などを意味する⁽²⁾。条約遵守国にとっては、ゆゆしき事態である⁽³⁾。

この状態は囚人のジレンマに類似している。つまり、基本的に信頼感があっても100%の絶対的な信頼でない限り、どうしても他国に対する疑心暗鬼が生じる確率が高くなり⁽⁴⁾、戦略的に不安定な状況に陥る可能性がかなりある状況である。少なくとも、伝統的な軍備管理の考え方からすると⁽⁵⁾、この戦略的不安定性は戦争を誘発する原因となるので、是非とも避けたい状況である。

「時限付き」核軍縮提案をしたインドは、論理の一貫性から行くと、きわめて厳格な検証・査察制度の整備を主張しなければならない。ところが、CTBT交渉

におけるインドの基本的な立場はその逆で、厳格な検証・査察制度（とくに現地査察）は乱用・悪用の可能性があり、その結果国家主権が侵害される可能性があるとして、その強化に強い懸念を表明していた⁽³⁶⁾。

これでは、インドの主張は、当初そう思われたように、単なるバーゲニング・プロイまたはバーゲニング・チップと解釈されても仕方がないと思える（この結論と同様な論拠を、次の制裁力に関する議論でも提示する）。「時限付き」提案を認めるか否かの「入り口」論争が先決であり、その決着がつくまで、インドが具体的にどのような検証・査察制度を頭に描いていたか示す必要はなかった、と論ずることも可能である。しかし、もしその輪郭でも示唆できれば、もう少しその主張に信憑性が出てきたものと思われる。残念ながら、その主張の持つきわめて重要なインプリケーションを考えた上での提案である、との素振りは全く垣間見られなかった。

以上の議論をまとめると、インドの「時限付き」核軍縮提案に伴って必要になる検証・査察制度の整備・強化に対して、インド自身がCTBT交渉の場で否定的な態度をとっていた。確かにインドはコミットメントだけを当面の「触媒」として求めたとあとで説明したが、検証・査察制度を整備・強化し、その発動をしやすくすることが、コミットメント自体の決断をしやすくする。また、CTBTの発効要件を国家主権を楯に糾弾したこと、検証・査察制度の整備・強化に棹さす可能性が高い考え方である。したがって、インドの立場は論理的に矛盾しており、「時限付き」提案自身が真剣に考えられた末に出てきた提案または本気で実現しようと思った提案とは、にわかに信じられないとの結論になる。

6 「時限付き」核軍縮提案と制裁力

検証・査察制度の整備よりもはるかに機微な問題として、違反国（またはグループ）に対する制裁力確保の問題がある。この問題は、究極的には国家主権に大きく関わる問題であり、国連の集団安全保障体制、特に国連憲章第7章に規定された国連軍の創設と密接に結びついた問題になる確率が高い。

核廃絶を想定している世界では、違反行為を確實に発見できるだけでは不十分なことは言うまでもない⁽³⁷⁾。違反を見つけても、もしその違反国が開き直った場

合に適切な対処が出来なければ、違反を押さえる抑止効果は出てこないであろう。特に、確信犯的に違反行為をすると考えられるので、有効な制裁力なしに違反をしようとする国またはグループの行動を抑止することは難しい⁽³⁸⁾。

どのようにしたら有効な制裁力を持てるのであろうか。さらに、どの機関にその制裁力の発動を委ねたらよいのだろうか。この問題には高度な政治的判断が必要請されるため、ここでは、乗り越えなければいけないと思えるいくつかの障害を、本稿の議論の文脈内で示唆することに止めておきたい。こうした障害は、「时限付き」核軍縮の合意に成功しても、そう簡単には解決出来るものではなく、かなりの時間を要すると思える。

まず、適切な機関としてすぐに頭に浮かぶのは、究極的には、国連憲章第24条により「国際の平和及び安全の維持」に主要な役割を与えられている国連安全保障理事会であろう。もちろん、非核の世界が成立したならば、それを担保する何らかの特別の機関が設立される可能性が高い。その機関の手に負えない事態が生じた場合は、最後の拠り所として、安全保障理事会が考えられるであろう⁽³⁹⁾。その意味で、究極的という表現をしている。

さらに安保理は、憲章第39条により、平和に対する脅威などの存在を決定（認定）する権限を与えられている。従って、制裁力を発動する機関としては、集団安全保障の原理からしても憲章上の権限からしても国連の安保理がもっとも適切な機関と言えよう。

問題は、有効な制裁力とは何かであり、またどのようにしてそれを確保するかである。違反国が核兵器を独占するとの想定が基本にあるので、例えば、通常兵器で核兵器と対峙できるのか否かといった問題を考慮しなければいけない。戦後長らく議論を戦わせてきたが、結論が必ずしも出ていない争点である。それが、核兵器が廃絶されたはずの世界では、現実の解決すべき問題となってしまうのである⁽⁴⁰⁾。

もし憲章第43条などで想定されている国連軍が存在すれば、有効な制裁力になるかどうかの議論はさておき、少なくともそこから積み上げる土台にはなる。ところが、現状は周知のごとく、その片鱗さえ存在しないと言っても過言ではないだろう。

すると、朝鮮戦争当時のような、特定国の軍隊を中心としながらも、各國軍の寄せ集め的な軍隊を構成することになるのだろうか。その場合の問題は、統一軍としての体をなすまでに、時間がかかりすぎる点であろう。核兵器を独占している違反国が、その間手をこまねいて待っているとは思えない。威嚇などに有効活用するはずである。

ならば、緊急特別な事態として、特定国が制裁行動にでるのを容認すべきなのであろうか。単独での制裁行動より、集団安全保障型の制裁行動の方が望ましいことは言うまでもない。もし容認するにしても、超大国といえども特定国家が、核兵器を持つ違反国に対して、通常兵器で制裁を加えられる軍事的能力を持っているのかどうか定かではない。より正確に言うと、その制裁の可能性により、確信犯の違反行為を抑止できるかどうかはなはだ心許ない。

安保理は、拒否権の問題があり、常任理事国が違反した場合には、実質的に何ら有効な措置をとれないであろう。さらには、拒否権問題がなくなったと仮定しても、超大国が違反をしようとしたような場合には、実質的に制裁による抑止力はまず働くであろう。これは、安保理に限らず、核廃絶後の世界で監視・制裁を担当するすべての「国際機関」に当てはまる問題である⁽⁴⁾。その意味での差別（相違）は、眞の「国連軍」でも設置されない限りなくならないであろう。

こうした点に関する議論を深めるためには、核兵器の独占状態をより具体化し、例えば、戦術核数個で運搬手段に欠けるとか、通常戦力との比較はどうかなど、いくつかのシナリオに分割して考える必要がある。また、核兵器の捉え方、例えば絶対的な究極兵器と考えるか否かなどにもかなり影響される。

本稿の目的は、抑止のための制裁力を実際に確保するのは容易ではないと指摘することにあるので、以上のような総論的な議論にとどめておきたい。なお、本稿は、軍事的側面ばかりに焦点を当てているとの批判もありようが、確信犯である違反国に対して、例えば、経済封鎖したところで即効的な効果がないことは明白と判断しているからである。

インドはCTBT交渉の際、この制裁力に関してどのような態度をとったのであろうか。CTBTで関連するのは、第5条「事態是正措置」である。インドは、検証・査察制度での議論と同様な理由により、（常任理事国＝核兵器国が拒否権を

持つ）国連安保理への言及に強硬に反対し、結局最終的な条文では単に国連の注意を喚起すると述べる（バラ4）にとどまってしまった⁽⁴²⁾。そのインドも、別の機会では、安保理の行動が必要と認めている⁽⁴³⁾ので、一貫性に欠けると言えるのではないだろうか。

要するに、検証・査察制度整備に関する議論と同様に、インドの制裁問題に関する交渉態度は、「時限付き」核軍縮の実現に伴って発生してくる問題を解決する態度とは、矛盾するとの結論になる。

この制裁力確保の問題は、高度に政治的な問題であり、現在の主権国家概念にそぐわない可能性がある。前述したように、インド自身が「国家主権」を理由に、CTBTの発効要件を拒否している。この制裁力問題は、現在の主権「国家」概念の変容を迫る可能性を持つため、今すぐには解決できないであろう。すなわち、核廃絶までには、「主権国家」概念の変容が先行するか、または少なくとも並行的に起こる可能性が高いと想定しうるので、「時限付き」核軍縮の考えには、「時限付き」であるがゆえに危険信号が点滅されるのではないだろうか。

7 「時限付き」核軍縮概念のは是非

あくまでも現状を考慮するとという条件付きであるが、この「時限付き」核軍縮の考えそのものにも、疑問符が付く⁽⁴⁴⁾。1928年に締結されたケロッグ・ブリアン不戦条約のように、非現実的ではないかとの懸念である。いかに理想的な条約が締結されても、遵守することのできない画餅では困る。しかも、信頼醸成を考えると逆効果になってしまう可能性が大いにあるからだ。

「時限付き」提案に即して言うと、期限を設定するのは交渉妥結や実際の核廃絶を促進するのが目的と思えるが、その達成は実際のところ、全般的な環境条件や前述した検証・査察制度の整備や検証技術開発の進捗具合、さらには制裁力の状況などの不確定要素に左右される可能性が極めて高い。すると、当初は守れると判断して「期限」の合意に達しても、実現できない可能性のある不確実な目標になってしまふ可能性が否定できない。

この場合、「期限」を設定することにより、遵守すべき合意を無視せざるを得ない状況に追いつめられるために、かえって「期限付き」核軍縮という目標その

ものにシニカルな態度を取ってしまう可能性がある。また、もし「期限」を延長するにしても⁽⁴⁵⁾、一回だけでなく（環境条件に左右されるため）数回も延長せざるを得ないような事態に追い込まれたとしたら、目標そのものに疑問を持たれてしまうかもしれないことに懸念を持つ。つまり、目標に到達する手段（道筋）を間違えたために、目標そのものが実現不可能と判断される可能性が否定できないことに対する懸念である。核廃絶はきわめて肝要な目標なので、その達成には手段に関しても慎重に考慮する必要がある。

核軍縮の実現を真にめざすためには、最低でも、その目標にたどり着く道筋を明確にし、そのために必要な（現在は欠けている）環境条件をどのようにして醸成していくかを、まずは考える必要がある。インド自身が強調し重要視した「国家主権」の根幹にかかる安全保障の問題であるから尚更であろう。

核廃絶の実現に必要な環境条件として考えられるのは、抽象的な表現になるが、基本的にはまず各国間の信頼関係が必要であろう。その意味で、信頼醸成は不可欠な措置である。その具体的な第一歩としては、例えば、キャンベラ委員会が推奨しているように、核戦力の警戒・待機状況の解除、運搬手段から核弾頭の除去などが考えられる⁽⁴⁶⁾。こうした措置は、現在の基本的な核戦力体制に大きな影響を及ぼさない、相対的にとり易い措置であろう。信頼醸成措置とは、言うは易いが行いには時間がかかり、醸成には更に時間がかかる。しかし、この信頼醸成が促進されれば、透明性の確保にもつながる。

核廃絶の本格的な討議を始めるためには、透明性の確保の面から言っても、核兵器国が保有する核兵器数や兵器級核分裂物質（場合によっては運搬手段も）などを、すべて白日の下にさらす必要がある。また、核兵器国、非核兵器国を問わず、核兵器などの隠蔽や機密裡の生産活動をできないようにする必要がある。透明性が無いと疑心暗鬼の世界になってしまい、逆効果になってしまう可能性が生じるからである。

この際忘れてならないのが、（一挙の全廃はあり得ないと仮定して）段階的に削減する過程の中で、そのどの段階においても（この点が肝要である）、更なる削減は自国の安全保障にとり脅威にならない、と各国が判断できるような状況を維持すべき点である。清水の舞台から飛び降りるような決断を、為政者⁽⁴⁷⁾に迫つ

ても効果は限定的と思える。

そもそも、インドがその核オプション政策を維持する主な原因は、中国からの核の脅威およびパキスタンとのライバル関係からであると一般的に言われている。南アジアの地域的問題が、その核政策を動かしているのである。例えば、パキスタンとの関係が信頼醸成措置などにより改善すれば、インドの為政者も核オプション政策の放棄を国民に説得しやすくなるだろう。

自明の理であるが、いやがる馬に無理矢理水を飲ませることは難しい。当然その前提として、まず水があるという環境条件の整備が必要であるが、さらにその水は毒水ではなく（自国の存在を脅かすことにはならない）飲料水として適していると思ってもらえるようにすることも必要である。

信頼醸成のみならず核軍縮をも促進するための「さらなる措置」としては、例えれば、米ロ間のSTART交渉のさらなる推進、NPTの普遍性確保及びそれに伴うIAEAの保障措置強化（核兵器国も本格的な対象として含める）、CTBTの発効、さらには兵器級核分裂性物質生産（貯蔵）禁止条約(FMCT)の交渉開始などが考えられる。

こうした措置や条約の推進を図ることで、既存の核兵器数を削減し、核実験を禁止し、FMCT交渉を開始（西側核兵器国は当該交渉の開始に反対していないが、インドなどは核軍縮が先であるなどと主張して反対している。）するなど、現在可能と思われている分野・領域から実行し、一つ一つではもちろん不十分であるが、徐々に核兵器包囲網を作りその網を縮めて行くのが最善の方法ではないだろうか。

いろいろな禁止分野・領域を作り上げていくという作業が肝心であり、こうした分野・領域が包囲網となる。そうすれば、核兵器の質的向上や新規開発⁽⁴⁰⁾は、大上段に振りかざして討議しなくとも、実際問題として、徐々に技術的及び予算的に難しさが増してくるであろう。

徐々にという点に異議を唱える向きもある。しかし、いかに高尚でも迂遠な目標をかざして、現在ある機会を失うのでは、なにもしない現状維持支持政策と実質的に同じであるばかりか、軍縮の方向に向かっている現在のモメンタムに棹さすことにもなる。交渉ではとくに「window of opportunity」を逃さない

ことが肝心である。

言うなれば、核軍縮の方法として、すべての核兵器を「時限付き」で全廃することを求めるよりは、特定の分野や領域ごとに区切って削減または全廃を追求した方が、より実現の可能性があると言えよう。そして、既成事実を積み重ねていくのである。冷戦末期に締結された中距離核戦力全廃条約などその具体的な事例であろう。

よく指摘され批判されるように、核の全廃を求めていると主張するインドが、核オプション政策を維持し⁽⁴⁹⁾、NPTに参加せず、CTBTは反対しただけではなくCDでの成立を（拒否権を発動して）阻止し、次のFMCT交渉の開始にも反対している。すべて、全面的核廃絶の追求（「差別性」反対も含む）という名のもとにである。こうした行動は、環境条件の整備（飲み水を用意する）を阻害するのみか、飲み水もひょっとしたら毒水ではないかとの疑念を増すだけである。

8 おわりに

本稿は、インドが提案した「時限付き」核軍縮の考え方を、基本的にはCTBT交渉の文脈内で（一部その概念自体も）批判的に検討した。本稿では、当該交渉参加国の大多数の判断と同様に、CTBT前文に「時限付き」提案を盛り込まなかつたことは、適切な判断であるとの結論に達している。その理由はすでに述べてきたので、ここでは繰り返さない。

核軍縮は、遅々としているとの批判は勿論できるが、現在米ロを中心に進行していると言える⁽⁵⁰⁾。この傾向は今後も継続すると予想できるので、この傾向を損なわないように留意する必要がある。「時限」の設定は、核兵器国が強く抵抗するので実質上合意に達し得ず、核兵器国内部の核削減反対派を勢いつけてしまう可能性を危惧する。反対派だけでなく慎重派も巻き込んで、彼らのrallying issueになってしまふかもしれないからである。

ここで、核兵器大幅削減また完全廃絶に際しての検証・査察の重要性を再度指摘しておきたい⁽⁵¹⁾。核兵器の完全廃絶を実現する場合は、大幅削減とは質的に状況が異なり、違反行為発見に失敗したときの影響が甚大なので、きわめて厳格な制度を各国が求めるはずである。しかし、検証・査察制度をどんなに整備しても、

これで十分であり100%摘発可能ということはまずあり得ない。不十分なまたは不確実な部分がほぼ必然的に生じてしまうので、最後はどの程度の整備で実質的には十分と見なすかの政治的判断が必要になる。

この政治的判断は、信頼醸成や透明性が確保できている場合の方が、そうでない場合よりも下しやすいのは論を待たない。その意味で、基本的で地味な信頼醸成措置などの積み重ねが、よりよい環境へと導く誘因となる。それは、同時に、それぞれ一つずつ取り上げると完璧では決してない、NPTやCTBTといったこれまでの軍備管理・軍縮条約が果たして来た重要な役割を示唆するものもある。

信頼醸成などは時間がかかるが、その期間を有効に活用し、検証技術などの新規開発・向上を図る努力が肝要である。いかに環境条件が良くても、検証技術などに十分な信頼性がなければ、政治的決断は下しにくい。言い換えると、検証技術の進歩に伴い、より厳しい制限・削減を核兵器（兵器級核物質などを含む）に課す決断が下しやすくなるだろう。

この点では、IAEAがNPTに基づく保障措置の経験を有し、今後はCTBT機構も少なくとも核爆発を伴う核実験の防止には経験を積んでゆくことになろう⁽⁵²⁾。こうした経験を基礎に、検証技術のみならず検証そのもの的方法を改善していくべきよい。また、いわゆる国家的技術検証手段（National Technical Means）をより有効に活用する道も、その乱用・悪用の可能性を減らすことも含め、探ることができるであろう。

本稿の持つ問題意識に対しては、各国間の信義・信頼関係を構築すれば良いとか、またはそうした関係を信じなければ核廃絶は困難になってしまうとして、批判を加える向きもある。例えば、本稿で述べたような危惧にも関わらず、ある国が一方的核軍縮に踏み切ることが、核廃絶の近道であると言うこともできる。たしかに、その通りである。

しかし、自らの意思に基づき（経済的理由などで必要に迫られたのではなく）一方的軍縮を決断できる国がどれだけあるか、その可能性はどれほどあるのかを考えると、その可能性は現状では決して高くないと断言できる。とくに為政者は自国民の安全を確保する責務があるので、不確定要素に基づいた安易な決断はできないはずである。こういう場合の一般的な意思決定は、risk aversion型にな

るのが通例と思える。清水の舞台から、そう易々とは飛び降れないものである。

肝要なのは、環境条件を整えることで、慎重な為政者でも核軍縮に向けた決断をより下しやすくすることである。そのためには、sweepingな「時限付き」核廃絶で合意しようと試みるよりも、合意が可能と思われる分野・領域で一歩一歩 small step を積み重ねた方が近道であり、早く目標に到達する可能性があるのではないか、と本稿は考える。

核廃絶の問題は、単に物理的に核兵器をなくすだけの問題ではない。国家主権や国連の集団安全保障概念に大いに関わる問題であり、さらには検証技術などの技術の進展も必要な問題である。したがって、政治的に「時限」の合意に達せれば、あとは単にその合意を実行するのみと思うのは、単純すぎる見方であろう。

前述したように、インドは「触媒」として政治的コミットメントを求めただけであると述べたが、コミットメントを求めることが自体がCTBTの成立をきわめて困難にしたであろうことを、忘れてはならない。また、このアプローチはいわゆる「神学論争」を巻き起こす可能性があり、結論に到達するのが危ぶまれる。

核廃絶はどう実行するかがきわめて機微な問題であるばかりではなく、より難しいのは、実行するのに適した環境条件をいかにして整備するかである。核軍縮の問題は、核兵器国との合意なくしては実行できない。削減を早めるための条件を作り、自分の手を縛られる核兵器国を説得しその同意を得ながら、つまり時間をかけながらも一歩一歩と歩んでゆくのが、もっとも着実かつ確実な方法ではないだろうか。

注

- (1) 筆者の解釈であるが、筆者は一般的な見方と齟齬ないと判断している。
- (2) 英語の正文は、それぞれ以下の通り。

Para. 2 bis: Convinced that cessation of all nuclear weapon testing within the framework of an effective nuclear disarmament process is in the interest of Mankind.

Para. 3: --through the total elimination of nuclear weapons within a time-bound framework--

Para. 4: Affirming that the elimination of the nuclear threat and the attainment of a nuclear weapon free world have the highest

priority、and、in this context、requires the commitment of all States to take further measures within an agreed time-frame towards the total elimination of all nuclear weapons.

Para. 8: --and will be an integral step in the time-bound process of nuclear disarmament--

Para. 13 bis: Emphasising that the principal objective of this Treaty is to end the qualitative improvement and development of nuclear weapon systems

(3) 英語の正文は、以下の通り。

Para. 1: --a Conference of the States Parties to the Treaty shall be held to review the operation of the Treaty and with a view to ensuring that the objectives、purpose and provisions of the Preamble to the treaty are being realized.

(4) インドは、再三にわたってこの点を指摘している。例えば、CD本会議におけるゴーシュ・インド大使の以下のような発言。“We are only too aware that non-binding references in other treaties have been treated with complete disregard.” (1996年6月20日。CD/PV.740). “Given that preambular references to nuclear disarmament in other treaties have been ignored,--” (1996年8月20日。CD/PV.746).

(5) 例えば、CD本会議におけるゴーシュ・インド大使の発言 (1996年8月20日。CD/PV.746)。正確には、“We are not seeking to prescribe a specific time-frame, which we realize requires detailed consideration. What we were seeking was a commitment which could have acted as a catalyst for multilateral negotiations for the elimination of nuclear weapons within a reasonable span of time. The striving itself would have rendered the momentum irreversible.”

(6) 1996年度までは、decalogueと称された十議題であった。CTBTは、そのうちの第一議題である「Nuclear Test Ban」の下で行われた。そのため、CTBTを討議したフォーラムは、核実験禁止特別委員会 (Ad Hoc Committee on a Nuclear Test Ban)と呼ばれた。

(7) CD/1238. CDは、1993年8月10日に、NTB特別委員会に対してCTBT交渉の権限を付与することにした。この権限付与を受けて、CTBT交渉のマンデート案が作成された。このマンデート案が最初に正式に採択されたのは、1994年1月25日の第666回CD本会議の場である。

(8) インドの解釈は本稿と異なるようである。例えば、パルササラスィ駐オーストラリア・インド大使は、次のように述べている。

「—もしこの条約が文字通り効果的でなく、核兵器保有国にその研究所や実験場における核兵器の開発なり改良なりを許すような抜け穴をふさがないのであれば、

この軍縮会議に賦与された権限は全うされないままであるという点を明瞭に示した。インドは更に、何時になるかも判らない不確実な保証が確実な合意に取って替わることなどあり得ないと主張したのである。」。G.パルササラスイ「核兵器の呪縛から解かれた世界を」『軍縮問題資料』1997年7月号、23頁。

この引用部分の前半の主張に対して、本稿は、インドのこの主張と検証・査察問題に対する交渉態度が矛盾していると指摘する。後半の主張に関しては、「確実な合意」が必ずしも望ましいとは言えない可能性を指摘する。

- (9) "Webster's New Collegiate Dictionary" (1975年).
- (10) 上記の（4）を参照のこと。
- (11) 上記の（5）を参照のこと。
- (12) Rebecca Johnson、*Comprehensive Test Ban Treaty: Now or Never*, ACRONYM No.8, Oct. 1995, p.6。それによると、“India also called for a Committee on Nuclear Disarmament to negotiate a ‘phased and time-bound framework’ for the complete elimination of nuclear weapons”となっている。
- (13) CD／1388 (1996年3月14日)。
- (14) 例えは、(5)と同じCD本会議におけるゴーシュ・インド大使の発言(1996年8月20日, CD／PV.746)。同大使は、この中で、“It is unprecedented in multi-lateral negotiations and international law that any sovereign country should be denied its right of voluntary consent on adherence to an international treaty”と述べている。
- (15) CD／NTB／WP.222. この提案がそのまま条約の文言になった。その骨子は、核爆発を伴う核実験を禁止するものである。
- (16) この決議案は、「時限付き」の究極的核軍縮を討議する新たな特別委員会の設置を求めており、少なくとも「時限付き」核軍縮問題自体の討議はCTBTの交渉を担当したNTB特別委員会の交渉マンデートを逸脱している、という本稿の判断と一致している。この決議案は、ミャンマーなどが共同提案国となり、賛成106票、反対39票、棄権17票で採択されている。わが国は棄権した。インドもこの決議案に賛成票を投じており、「時限付き」核軍縮案そのものの討議は、NTB特別委員会の管轄外とインドも認めている証拠となる。前述したように、インドは交渉開始の単なるきっかけにするつもりであったと主張した。

なお、核廃絶を語る場合は、この決議案のように「究極的」という文言を入れるか入れないかで、きわめて大きな相違が生ずる。

本稿に関連する同決議案の英語の正文を見ると、operative paragraph のなかに以下のような文言が含まれている。

Para. 1: --with a view to the total elimination of these weapons within a time-bound framework;

Para. 3: --and a phased programme of progressive and balanced deep

reductions of nuclear weapons and to carry out effective nuclear disarmament measures with a view to the total elimination of these weapons within a time-bound framework;

Para. 5: Calls upon the Conference on Disarmament to establish, on a priority basis, an ad hoc committee on nuclear disarmament to commence negotiations early in 1996 on a phased programme of nuclear disarmament and for the eventual elimination of nuclear weapons within a time-bound framework;

- (17) 意図や願望を述べ、その文脈の中で核軍縮を象徴的にリンクするのではなく、具体的、手続き的にリンクすることをさす。前者の場合は、カルタヘナ・サミットにおいて、インド首相がそれに類する発言をしていると解釈できる文言に、ゴーシュ・インド大使がCD本会議における発言で言及している。CD/PV.722 (1996年1月25日)。その文言は、“(m)y Prime Minister ‘wholeheartedly’ supported the goals of the CTBT in the context of obtaining a commitment to universal and comprehensive disarmament.”である。また、チャンドラ・インド大使が、インドは1998年の第三回軍縮特別総会で同様な提案をしたと発言している。CD/PV.711 (1995年7月6日)。その文言は、“India had presented a phased, systematic and practical programme for this purpose within a time-bound framework in its action plan at SSOD-III in 1988.”
- (18) CD/PV.722 (1996年1月25日)。
- (19) Praful Bidwai and Achin Vanaik, *Testing Times: The Global Stake in a Nuclear Test Ban*, Dag Hammarskjold Foundation, 1996, p.48.
- (20) 1993会計年度のEnergy and Water Appropriations Bill に付帯したもので、ブッシュ大統領が1992年10月に署名し正式な政策となった。
- (21) 国連総会決議 50/65(包括的核実験禁止)。豪州やわが国が共同提案国となって、1995年12月12日にコンセンサスで採択された。英語の正文では、“--so as to enable its signature by the outset of the fifty-first session of the General Assembly”となっている。なお、同様の国連総会決議が1993年12月16日 (48/70) 及び1994年12月15日 (49/70) にも採択されている。
- (22) CTBT交渉に参加した筆者の個人的な印象では、少なくともインドのある交渉担当者から受けたその当時の印象では、サポートージュを目的としたようには思えなかった。
- (23) 『毎日新聞』、平成8(1996)年9月6日、オピニオンワイド・記者の目撃 (福原直樹記者)
- (24) 筆者の印象であるが、一般的な見方と合致すると判断している。
- (25) ブラジルの提案は、CD/NTB/WP.328 (1996年5月23日)。G21(非同盟諸国)の提案は、CD/NTB/WP.336 (1996年6月27日)。インドはG21提案の共同提案

国になっていない。また、パキスタンも、「時限付き」の究極的核廃絶などが（核実験の包括的禁止を通した）当該条約の主な目的・目標であるという趣旨の提案を前文に対して行っている。インドとの相違は、これをCTBTの成立とリンクしていない点である。CD／NTB／WP.329（1996年5月23日）。

- (26) 例えば、*Disarmament Diplomacy*, No.6, June 1996, p.12.
- (27) CTBT交渉に関しては、平和的核爆発は基本義務の対象外という中国の主張も、中国だけの主張であったので、同様な理由で批判できる態度である。インドとの相違は、中国は孤立無援な状況を良く理解しており、最後は実質的に実行が不可能な形で（つまり、名だけとの形で）妥協している点である。インドは、妥協案さえ拒否した。
- (28) 戰略的安定性の定義及び評価に関しては、次を参考されたい。
梅本哲也「米国核戦略の展開と『戦略的安定』」佐藤誠三郎（編）『東西関係の戦略論的分析』（財）国際問題研究所、1990年、10-35頁。それによると、戦略的安定性は「米ソ間に戦略戦争、すなわち両国が互いの都市、産業施設、あるいは戦略戦力を攻撃の対象とするような戦争の起こりにくい状態を表す」と定義されている（10頁）。本稿では、米ソ間だけではなく、全世界的に核戦争が起こりにくい状態を想定している。
- (29) 論者の中には、核廃絶に向けての「厳格にして効果的な国際管理」はすでに技術的に可能であると主張している者もいる。豊田利幸「核廃絶に向けての方策－衛星による国際査察システム」『軍縮問題資料』1995年1月号、60-69頁。この主張は、査察衛星を活用した監視網を構築することに基づいている。本稿は、この主張は楽観的すぎると考える。例えば、CTBTの基本義務に関する議論の対象になった、ICF（Inertial Confinement Fusion）やコンピュータ・シミュレーションは小さな実験室内で実行可能であり、上空を飛ぶ査察衛星ではもちろん探知できない。まして、確信犯がする核兵器の隠匿を、どのようにして発見するのであろうか。明確な探知が困難だからこそ、現地査察をする意義が生ずるのである。なお、同じ著者が検証の難しさを論じてもいる。「包括的核実験禁止条約とは？」前掲誌、1996年1月号、54-61頁。
- (30) 潜在的利得と表現したのは、単純化して言うと、当該国が核兵器の保持を公表しない限り、利得は表面化しないからである。公表すると顕在化する。核兵器隠匿の疑惑を持たれている場合は、一概には言えないであろう。
- (31) この利得を減少させ得る概念として「仮想の核兵器庫」構想が一考に値する。一言で言うと、核兵器の部品を保管しておいて、緊急時にはすぐに組み立て可能な状態にしておくという構想である。Michael Mazarr(ed.), *Nuclear Weapons in a Transformed World*, Macmillan Press, 1997. 特に、3-29頁。この考えを紹介した日本語の論文として、神谷万丈「『仮想の核兵器庫』構想－核軍縮への妙手か」『新防衛論集』第24巻第4号（1997年3月号）、62-75頁。
- (32) 第二次大戦後しばらくアメリカが核を独占していたが、それにより小規模通常戦争

を抑止できたわけでもなく、特に大きな利得を米国が得たわけではないと議論することも可能かもしれない。しかし、例えば、ソ連が急いで核兵器の開発にあたったことは、少なくとも心理的にソ連が圧迫感や不利を感じていたことの傍証にはなるだろう。キューバ危機の際、ソ連が船団を反転させたことの一因は、米ソ両国の同海域における核戦力の格差を考慮に入れたとする説もある。独占状態とは、その格差が無限大になる状態である。

- (33) そのため、「supreme (national) interests」を理由に、条約からの脱退を認める条文が入っている場合が多い。CTBTにも同様な規定がある。
- (34) 囚人のジレンマを解決する方法として、囚人相互が話し合い（談合または口裏合わせ）を行い、お互いに相手を裏切らないと誓約する方法がある。ところが、この誓約を裏切る誘因（インセンティブ）が大きいので、一回限りのゲームでは、裏切る方が合理的な行動とされている。これを防ぐには、外部に強大な監視（検証・査察）力・制裁力を持つ機構を作る必要が生じる。ただし、この場合は二次的デレンマが生ずる恐れがある。繰り返しゲームの中で、自己の期待効用の最大化を旨とする主権国家からなる現在のような国際社会でさえ、協調行動を得られるような環境条件の整備が重要になる。本稿で述べているような状況が、一回限りのゲームといえるかどうか解釈の分かれるところであるが、囚人のジレンマ論は一つの示唆になるであろう。
- (35) 人間または国家が戦争を起こすのであって、軍備そのものが戦争の主因ではない。戦争を始める気にならないような状態（戦略的に安定な状態）を醸成・維持することが、軍備の削減に先行するという考え方。
- (36) 例えば、Rebecca Johnson, *Comprehensive Test Ban Treaty: Now or Never*, *op.cit.*, p.24. ここには、“China, Israel, India and Pakistan have argued for OSI to be regarded as a tool of last resort---”などと報告されている。また、チャンドラ大使がCD本会議で“in rare cases, on-site inspections to be carried out only by the organization”と発言している。CD/PV.711 (1995年7月6日). こうした公開資料からも、インドが現地査察などの検証となるべく行く難くする立場をとっていたことが分かる。
- 付言すると、インドは、CTBTでは全ての核兵器関連実験を禁止すべきと主張し、この政治的意図の表明に際しては、“not constrained by artificial limits of verification”と主張している。CD/PV.722 (1996年1月25日). 論理的整合性に欠けるのではないだろうか。
- (37) この断定に対して、例えば、冷戦期の米ソ間の軍備管理条約は、検証措置や制裁に関しては何の言及もなかつたと指摘し、反論することも可能であろう。その反論には、冷戦当時と本稿が想定している環境条件が全く異なる点を、指摘しておきたい。当時は多少の違反があつても、それによって米ソ間の核戦力の均衡が大きく崩れるることはあり得なかつた。ところが、核廃絶の世界では、極端な言い方をすると、たつた一つの核兵器で均衡が完全に崩れてしまう可能性が否定できない。すなわち、前

者では戦略的安定性が基本的には維持されるのに対して、後者では崩壊してしまうという大きな相違がある。

- (38) 上記の注(34)の議論を参照されたい。
- (39) 論者の中には、「国際軍縮監督機構」の設置を提案し、安保理では拒否権が認められているため、当該機関と安保理は全く独立したものにすべきであると主張するものがいる。Alva Myrdal, "The International Control of Disarmament", *Scientific American*, Oct., 1974, Pp.21-33. 本稿の観点からすると、制裁問題の視点が欠けていることになるが、この著者は合意するという政治的コミットメントの方が、検証・制裁よりも重要であると述べている。この論文は示唆に富むが、本稿は非核の世界を想定しているのに対し、米ソの大量核戦力がある冷戦時代の状況下で論を進めている。
- (40) この問題の厳しさの度合いを緩和してくれる可能性が、具体化まではいろいろな問題を抱えているが、注(31)で言及した「仮想の核兵器庫」構想にあると思える。
- (41) この点に関しては、注(39)で紹介したミュルダールの「政治的コミットメントが重要」説に、うなづける点である。繰り返しになるが、非核の世界では違反行為による利得が巨大になると考え得るので、違反行為を抑止する具体的な歯止めが必要であろう。
- (42) 筆者は、日本の担当官の一人（専門調査員）として法律・機構部会に参加しており、インドの担当官が強硬に安保理への言及に反対したのを鮮明に覚えている。それまでは、事態の悪化の段階を追って、国連総会そして国連安全保障理事会の注意を喚起するとなっていた。インドのCTBTへの取り込みを確保するには、仕方のない妥協であると感じていた代表団が多かったというのが筆者の印象である。
- (43) チャンドラ大使のCD本会議における発言。CD/PV.705 (1995年4月6日). 同大使は、安全保障 (security assurance) に関する部分で、新規の国連決議案は安保理の行動との関連性が弱いと言っている。“(i)t appears to be weaker than the earlier United Nations Security Council resolution 255 which required categorical and immediate action by the United Nations Security Council, in case of aggression involving nuclear weapons ---”.
- (44) 本稿とは若干異なる角度から「时限付き」核軍縮案を批判したものとして、Michael Krepon, "CD Negotiations on Time-Bound Nuclear Disarmament: The Case Against", *Disarmament Diplomacy*, No.8, Sept. 1996, pp.6-9.
- (45) この場合は、延長に関する規定がない限り、条約改正会議で改正する必要があると思える。
- (46) Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons, *Report of the Canberra Commission on the Elimination of Nuclear Weapons*, August 1996,特に49-73頁。なお、キャンベラ委員会は「时限付き」核軍縮を推奨していない。

- (47) この場合の為政者とは、単なる傍観者ではなく、自らも核廃絶のための環境条件の整備などに励み、いつか核廃絶に踏み切りたいと考えながらも、自国民及び自国のために危ない橋は渡りたくないと考えているような為政者を想定している。
- (48) 核兵器の質的向上などを法的に規制する場合、どう定義するかが難問になるのではないかと思われる。
- (49) インドの世論が、圧倒的にこの核オプション政策を支持しているのは、周知の事実である。政党の中でも、現在の政権与党第一党の人民党は、以前より核配備の可能性にも言及してきた。平成10（1998）年3月19日の『日本経済新聞』によると（8面）、同党は政策綱領の中に「最終的には核兵器開発・配備の選択肢も検討する」と明記した。翌3月20日の『日本経済新聞』（8面）には、パキスタンがこの明記に強く反発し、その核政策の見直しを示唆したとある。
- (50) *International Herald Tribune*, March 13, 1998, p.8. この記事によると、5核兵器国の核弾頭数は、1980年代半ばの70,000個から昨年末までに36,000個と、ほぼ半減している。また、核弾頭の配置場所（基地）数も、現在は11カ国で142箇所にまで削減されたと推測されている。これは、ここ10年未満の間にほぼ5分の1に減少したことになる。核弾頭数及び配置場所数は今でも多すぎると言えるが、その減少は今後も続くものと予想されている。
- (51) *Canberra Commission*, *op. cit.*, pp.74-98. が本稿に即した文脈で検証問題を議論している。なお、制裁力の問題もきわめて重要であることは、言うまでもない。
- (52) CTBTの発効は、インドの署名・批准拒否のために当面は困難と予想されるが、国際データ・センターなど国際監視システムの構築は進んで行くものと推測される。

（追記）本稿の再校正中に、核廃絶に関する次の論文が発表された。この論文は、本稿の問題意識を共有しているように思える。

梅本哲也「核兵器全廃論の浮上とその課題」『国際政治』第117号、1998年3月、108-119頁。

“Time-Bound” Nuclear Disarmament and the Preamble of the Comprehensive Test Ban Treaty

TAKEUCHI Toshitaka

This paper critically examines the “time-bound” disarmament proposal that India made in the course of the Comprehensive Test Ban Treaty (CTBT) negotiations. India made the proposal at the outset of the 1st CD session in 1996, which was expected to be the year to conclude the negotiations that had started in 1994. India in essence wanted to secure a commitment for the total elimination of nuclear weapons within a time-bound framework and have it written into the preamble of the treaty.

This paper argues that, first, it is not proper to ask for a “time-bound” commitment in the CTBT because it goes beyond the mandate of the negotiations. Second, its timing is argued to be questionable since it could have closed a “window of opportunity” for the successful conclusion of the negotiations.

Third, this paper argues that India’s position on verification such as on-site inspection is contrary to what is necessary for the fulfillment of total nuclear disarmament; that is, strict verification. The same argument is made in terms of sanctions to a possible violation.

Finally, this paper argues that the idea of “time-bound” nuclear disarmament itself may not be conducive to the realization of a nuclear weapons free world in that it may not pay due attention to political factors that will help decision-makers favor the elimination.

In summary, this paper concludes that the decision to exclude this “time-bound” proposal from the preamble is proper and suggests that an incremental approach is probably likely to reach the target sooner with fewer serious obstacles.